

令和4年5月18日

学生、教職員各位

国立大学法人上越教育大学長
(危機管理対策本部 本部長)
林 泰 成

「新型コロナウイルス感染症に対応した学生の修学及び職員の勤務上の取扱い」
の改定について（通知）

この度、別紙のとおり、「新型コロナウイルス感染症に対応した学生の修学及び職員の勤務上の取扱い」を改定しましたので通知します。

なお、改定内容は、下記のとおりです。

記

1 同居者が濃厚接触者となった場合の取扱いの変更

「同居者が濃厚接触者となった場合」は、濃厚接触者の自宅待機が解除されるまで、学生・教職員に自宅待機は求めてきたが、自宅待機は求めない。

2 大学への報告フォームによる報告の見直し

(1) 「感染した場合」、「本人又は同居者に感染が疑われる場合」、「本人が濃厚接触者となった場合に、報告フォームによる経過報告を1日1回求めてきたが、最終日1回のみとする。

また、「同居者が濃厚接触者となった場合」は、経過報告を求めない。

(2) 感染者が発生した場合に、濃厚接触者の特定を速やかに行うため、「感染した場合」、「濃厚接触者となった場合」の報告フォームの行動歴を詳細な内容とした。

3 改定に合わせて、新たに対応早見表を作成

本件担当：総務課総務チーム（法規担当）

電話：025-521-3212

メール：houki@juen.ac.jp

新型コロナウイルス感染症に対応した学生の修学及び職員の勤務上の取扱い

〔令和3年2月8日
危機管理対策本部決定〕
改定 令和4年1月31日
改定 令和4年4月19日
改定 令和4年5月18日

本学の学生又は職員が新型コロナウイルスに感染した場合及び感染が疑われる場合の修学及び勤務等については、当分の間、次のとおりとする。

I 学生への対応

1 新型コロナウイルスに感染した場合

- (1) 登校停止
新型コロナウイルスに感染していると診断された学生は、「登校停止」とする。
- (2) 登校停止の期間
「登校停止」の期間は、主治医により当該感染症が治癒したと判断される（保健所による解除を含む。）までの期間とする。
- (3) 大学への報告
ア 新型コロナウイルスに感染していると診断された学生は、登校せずに報告フォームにより大学に報告する。（報告する事項は、別記2-2とする。）
イ 登校が可能となった学生は、登校停止期間の最終日に、報告フォームにより、健康状態を大学に報告した上で、その翌日から登校する。（報告する事項は、別記2-4とする。）
- (4) 濃厚接触者への連絡
自身と濃厚接触の可能性のある者（定義は別記1のとおり）に対して、次の事項を連絡する。
 - ① 新型コロナウイルス感染症と診断されたこと
 - ② 新潟県ホームページ「濃厚接触者の定義に該当する方へ」を確認すること
 - ③ 感染者と最後に接触した日の翌日から起算して原則7日間自宅待機をすること（ただし、4日目及び5日目に薬事承認された抗原検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、5日目から自宅待機の解除を可能とする。）
 - ④ ③のいずれの場合であっても、7日目を経過するまでは、次のとおり対応すること
 - ・検温などの健康状態の確認
 - ・リスクの高い場所の利用や会食などはしないこと
 - ・マスク着用など感染対策を行うこと
 - ⑤ 発熱などの体調に変化があった場合は、「かかりつけ医等の医療機関」、「新型コロナ受診・相談センター」又は「保健所」のいずれかに電話で受診・検査の相談をすること

(相談窓口)

- 新潟県新型コロナ受診・相談センター
24時間対応（土日・祝日を含む）
電話番号 025-256-8275、025-385-7634、025-385-7541

- 上越保健所
平日（8:30～17:15） 電話番号 025-524-6134

詳しくは、以下のURLを参照のこと。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/corona-center1109.html>

- (5) 濃厚接触者リストの作成
自身が濃厚接触したと考えられる者を「濃厚接触者報告フォーム」に入力すること。（報告する事項は、別記2-5とする。）

2 学生又はその同居者に感染の疑いがある場合

- (1) 登校停止
学生又はその同居者に、発熱、咳、喉の痛みなどの症状が出るなど、感染の疑いがある場合は、「登校停止」とする。この場合は、不要不急の外出を控え、「かかりつけ医等の医療機関」、「新型コロナ受診・相談センター」又は「保健所」に電

話で相談すること。

(相談窓口)

- 新潟県新型コロナ受診・相談センター
24時間対応（土日・祝日を含む）
電話番号 025-256-8275、025-385-7634、025-385-7541

- 上越保健所
平日（8:30～17:15） 電話番号 025-524-6134

詳しくは、以下のURLを参照のこと。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/corona-center1109.html>

(2) 登校停止の期間

- ア 医療機関を受診し感染していないと診断された学生は、主治医が登校に支障がないと判断するまで「登校停止」とする。
- イ 同居者に感染の疑いがある場合は、同居者が医療機関を受診し感染していないと診断されるまで「登校停止」とする。

(3) 大学への報告

- ア 上記(1)に該当した学生は、速やかに報告フォームにより、大学に報告する。
(報告する事項は、別記2-1とする。)
- イ 上記(2)の経過後に登校が可能となった学生は、登校停止期間の最終日に、報告フォームにより、健康状態を大学に報告した上で、その翌日から登校する。(報告する事項は、別記2-4とする。)

(4) 登校停止期間中に感染者となった場合

- 登校停止期間中に、新型コロナウイルスに感染していると診断された学生は、上記1により対応する。

3 学生が濃厚接触者となった場合

(1) 自宅待機

- 保健所又は新型コロナウイルス感染者から「濃厚接触者」になった旨の連絡があった場合は、「自宅待機」とする。

(2) 自宅待機の期間

- 感染者と最後に接触した日の翌日から起算して原則7日間とする。
ただし、4日目及び5日目に抗原検査キットを用いた検査（注）で陰性を確認した場合は、5日目から「自宅待機」の解除を可能とする。その場合でも、7日目を経過するまでは健康観察を続け、リスクの高い場所の利用や会食などはせずに、マスク着用など感染対策を行うこと。

(注) 検査には、必ず薬事承認された体外診断用医薬品の抗原定性検査キット（鼻咽頭検体又は鼻腔検体を用いるもの）を使用すること。検査費用は自費とする。

(3) 自宅待機期間中の対応

- 自宅待機期間中は、不要不急の外出を控え、毎日（朝夕2回）の検温結果を「新型コロナウイルス感染症患者濃厚接触者健康観察シート」に記録し健康観察を続ける。
やむを得ず外出する場合は、マスクの着用と手指消毒などの感染予防策を必ず行い、公共交通機関は使用しない。

(4) 大学への報告

- ア 上記(1)の濃厚接触者となった学生は、登校せずに速やかに報告フォームにより、大学に報告する。また、医療機関を受診した場合は、診断結果や指示内容を報告フォームにより、大学に報告する。(報告する事項は、別記2-3とする。)
- イ 上記(2)の自宅待機7日目（特例の場合は5日目）に感染が疑われる症状がない学生は、報告フォームによりその旨を大学に報告した上で、その翌日から大学へ登校する。(報告する事項は、別記2-4とする。)

(5) 自宅待機期間中に症状等に変化があった場合

- ア 感染が疑われる症状が発生した場合
自宅待機期間中に、発熱、咳、喉の痛みなどの症状が出るなど、感染が疑われる症状が発生した学生は、上記2により対応する。
- イ 感染者となった場合
自宅待機期間中に、新型コロナウイルスに感染していると診断された学生は、上記1により対応する。

4 学生の同居者が濃厚接触者となった場合

(1) 大学への報告

学生の同居者が濃厚接触者となった場合は、報告フォームにより、大学に報告する。(報告する事項は、別記2-3とする。)

5 外国から帰国・入国した学生の自宅待機

(1) 日本人学生

① 外国から帰国した学生は、帰国時の体調に関して、必ず保健管理センター(hoken@juen.ac.jp)にメールで報告する。

② 帰国後7日間は、実家で「自宅待機」とする。また、その期間は毎日(朝夕2回)の検温結果を「健康状態確認票」に記録するなどの健康観察を続け、1日1回健康状態を保健管理センターに報告する。

(2) 外国人留学生

① 外国から入国した留学生は、入国時の体調に関して、必ず研究連携課(国際交流チーム)にメールで連絡する。

② 入国後7日間は、大学が紹介するホテルにおいて自宅待機とする。また、その期間は毎日(朝夕2回)の検温結果を健康状態確認票に記録するなどの健康観察を続け、1日1回健康状態を研究連携課(国際交流チーム)に報告する。

(3) 自宅待機の解除

7日間が経過し、感染症の症状がなければ登校を認める。感染が疑われる症状がある場合は、上記2により対応する。

6 登校停止又は自宅待機となった場合の授業等の取扱い

(1) 新型コロナウイルスの感染等により、「登校停止」又は「自宅待機」となった場合は、次のように取り扱う。

① 授業の欠席については、基本的に補講又は代替措置等を保証する。

② 定期試験を欠席した場合は、追試験を保証する。

③ 教育実習等の欠席については、補講又は代替措置等を保証する。

④ 授業又は定期試験を欠席した学生は、大学に復帰したときは、速やかに教育支援課に連絡すること。

⑤ 教育実習等を欠席した学生は、大学に復帰したときは、速やかに学校実習課に連絡すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休校等により、保護者として子の世話をを行うため、やむを得ず授業等を欠席する学生については、教育支援課及び学校実習課に事前に欠席の連絡をした場合は、上記(1)と同様に取り扱う。

7 課外活動等

(1) 課外活動団体の全ての活動については、学生委員会が定める「上越教育大学課外活動団体等の新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動指針」によること。

(2) ボランティア活動は、感染予防対策が講じられているものについては、実施可能とする。ボランティア活動を希望する学生は、学校実習・ボランティア支援室に相談すること。

学校実習・ボランティア支援室 電話：025-521-3624 E-mail：svs@juen.ac.jp

II 職員への対応

1 新型コロナウイルスに感染した場合

(1) 就業禁止

新型コロナウイルスに感染していると診断された職員は、「就業禁止」とする。(その間は職務専念義務を免除し、有給の扱いとする。)

(2) 就業禁止の期間

「就業禁止」の期間は、主治医により当該感染症が治癒したと判断される(保健所による解除を含む。)までの期間とする。

(3) 大学への報告

ア 新型コロナウイルスに感染していると診断された職員は、出勤せずに報告フォームにより大学に報告する。(報告する事項は、別記2-2とする。)

イ 出勤が可能となった職員は、就業禁止期間の最終日に報告フォームにより、健康状態を大学に報告した上で、その翌日から出勤する。(報告する事項は、別記2-4とする。)

(4) 濃厚接触者への連絡

自身と濃厚接触の可能性のある者（定義は別記1のとおり）に対して、次の事項を連絡する。

- ① 新型コロナウイルス感染症と診断されたこと
- ② 新潟県ホームページ「[濃厚接触者の定義に該当する方へ](#)」を確認すること
- ③ 感染者と最後に接触した日の翌日から起算して原則7日間自宅待機をすること（ただし、4日目及び5日目に薬事承認された抗原検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、5日目から自宅待機の解除を可能とする）
- ④ ③のいずれの場合であっても、7日目を経過するまでは、次のとおり対応すること
 - ・検温などの健康状態の確認
 - ・リスクの高い場所の利用や会食などはしないこと
 - ・マスク着用など感染対策を行うこと
- ⑤ 発熱などの体調に変化があった場合は、「かかりつけ医等の医療機関」、「新型コロナ受診・相談センター」又は「保健所」のいずれかに電話で受診・検査の相談をすること

(相談窓口)

- 新潟県新型コロナ受診・相談センター
24時間対応（土日・祝日を含む）
電話番号 025-256-8275、025-385-7634、025-385-7541

- 上越保健所
平日（8:30～17:15）電話番号 025-524-6134

詳しくは、以下のURLを参照のこと。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/corona-center1109.html>

(5) 濃厚接触者リストの作成

自身が濃厚接触したと考えられる者を「[濃厚接触者報告フォーム](#)」に入力すること。（報告する事項は、別記2-5とする。）

2 職員又はその同居者に感染の疑いがある場合

(1) 自宅待機

職員又はその同居者に、発熱、咳、喉の痛みなどの症状が出るなど、感染の疑いがある場合は、「自宅待機」（特別休暇又は在宅勤務）とする。この場合、不要不急の外出を控え、「かかりつけ医等の医療機関」、「新型コロナ受診・相談センター」又は「保健所」に電話で相談すること。

(相談窓口)

- 新潟県新型コロナ受診・相談センター
24時間対応（土日・祝日を含む）
電話番号 025-256-8275、025-385-7634、025-385-7541

- 上越保健所
平日（8:30～17:15）電話番号 025-524-6134

詳しくは、以下のURLを参照のこと。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/corona-center1109.html>

(2) 自宅待機の期間

ア 医療機関を受診し感染していないと診断された職員は、主治医が出勤に支障がないと判断するまで、「自宅待機」（特別休暇又は在宅勤務）とする。

イ 同居者に感染の疑いがある場合は、同居者が医療機関を受診し感染していないと診断されるまで「自宅待機」とする。

※ 特別休暇については、「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合等の取扱いについて（令和3年6月17日付け学長通知）」を、在宅勤務については、「新型コロナウイルス感染症対策に伴う職員の在宅勤務の実施について（令和2年4月21日学長裁定、令和2年6月16日一部改正）」を参照。

(3) 大学への報告

ア 上記(1)に該当した職員は、速やかに[報告フォーム](#)により、大学に報告する。（報告する事項は、別記2-1とする。）

イ 上記(2)の経過後に出勤が可能となった職員は、自宅待機期間の最終日に、[報](#)

- 報告フォームにより、健康状態を大学に報告した上で、その翌日から出勤する。(報告する事項は、別記2-4とする。)
- (4) 自宅待機期間中に感染者となった場合
自宅待機期間中に、新型コロナウイルスに感染していると診断された職員は、上記1により対応する。

3 職員が濃厚接触者となった場合

- (1) 自宅待機
保健所又は新型コロナウイルス感染者から「濃厚接触者」になった旨の連絡があった場合は、「自宅待機」(特別休暇又は在宅勤務)とする。
- (2) 自宅待機の期間
感染者と最後に接触した日の翌日から起算して原則7日間とする。
ただし、4日目及び5日目に抗原検査キットを用いた検査(注)で陰性を確認した場合は、5日目から「自宅待機」の解除を可能とする。その場合でも、7日目を経過するまでは健康観察を続け、リスクの高い場所の利用や会食などはせずに、マスク着用など感染対策を行うこと。
(注) 検査には、必ず薬事承認された体外診断用医薬品の抗原定性検査キット(鼻咽頭検体又は鼻腔検体を用いるもの)を使用すること。検査費用は自費とする。
- (3) 自宅待機期間中の対応
自宅待機期間中は、不要不急の外出を控え、毎日(朝夕2回)の検温結果を「新型コロナウイルス感染症患者濃厚接触者健康観察シート」に記録し健康観察を続ける。
やむを得ず外出する場合は、マスクの着用と手指消毒などの感染予防策を必ず行い、公共交通機関は使用しない。
- (4) 大学への報告
ア 上記(1)の濃厚接触者となった職員は、出勤せずに速やかに報告フォームにより、大学に報告する。また、医療機関を受診した場合は、診断結果や指示内容を報告フォームにより、大学に報告する。(報告する事項は、別記2-3とする。)
イ 上記(2)の自宅待機7日目(特例の場合は5日目)に感染が疑われる症状がない職員は、報告フォームによりその旨を大学に報告した上で、その翌日から大学へ出勤する。(報告する事項は、別記2-4とする。)
- (5) 自宅待機期間中に症状等に変化があった場合
ア 感染が疑われる症状が発生した場合
自宅待機期間中に、発熱、咳、喉の痛みなどの症状が出るなど、感染が疑われる症状が発生した職員は、上記2により対応する。
イ 感染者となった場合
自宅待機期間中に、新型コロナウイルスに感染していると診断された職員は、上記1により対応する。

4 職員の同居者が濃厚接触者となった場合

- (1) 大学への報告
職員の同居者が濃厚接触者となった場合は、報告フォームにより、大学に報告する。(報告する事項は、別記2-3とする。)

5 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業等により、子の世話をを行う場合

新型コロナウイルス感染症対策に伴う幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、総務課人事・労務チーム(職員・福祉担当)に連絡の上、特別休暇又は在宅勤務を申請する。

※ 特別休暇については、「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合等の取扱いについて(令和3年6月17日付け学長通知)」を、在宅勤務については、「新型コロナウイルス感染症対策に伴う職員の在宅勤務の実施について(令和2年4月21日学長裁定、令和2年6月16日一部改正)」を参照。

Ⅲ その他

この扱いは、当分の間の対応指針であり、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じ、適宜見直すものとする。

【別記1】濃厚接触者とは

新型コロナウイルス感染症陽性者となった方の発症日の2日前（無症状の方は検体を採取日の2日前）から療養終了日までは、感染可能期間といい、周囲の方に感染させた可能性がある期間となる。

この期間に接触した方のうち、次のいずれかに該当する者は濃厚接触者となる。

- (1) 感染者と同居または長時間の接触があった。
- (2) 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、マスクをきちんと着用せず、感染者と15分以上の接触があった。（注1）
- (3) 適切な感染防護（マスク着用など）なしに感染者の介護をした。
- (4) 感染者の気道分泌液もしくは体液等に直接接触した可能性が高い。

注1 濃厚接触者の定義は国立感染症研究所感染症疫学センターの「新型コロナウイルス感染症患者に対する接触的疫学調査実施要領（令和3年1月8日版）のものである。

（参考）

濃厚接触の可能性が高い場面の例

- ・ 近距離で、飲食しながら会話をした。
- ・ 休憩室や更衣室などマスクをしないで会話をした。
- ・ 喫煙所で一緒に喫煙をした。
- ・ 近い座席で長時間を過ごした。
- ・ 換気の悪い空間（車内等を含む）で長時間一緒に過ごした。

【別記2】大学に報告する場合の報告事項（学生の場合）

※職員の場合の報告事項についても、これに準ずる。

2-1 学生・職員又はその同居者に発熱、咳、喉の痛み等の症状が出た場合

- ① 氏名／学籍番号
- ② 所属コース・学年・指導教員氏名
- ③ 住所・住居（学生宿舎、アパートの場合は、部屋番号まで）
- ④ 本人の電話番号、連絡方法
- ⑤ 家族の住所（市町村名）、電話番号
- ⑥ 報告日
- ⑦ 症状が出た者（本人・同居者（続柄））
- ⑧ 症状が現れた日と症状
- ⑨ 症状が現れた日から2週間以内の県外への移動歴
- ⑩ 医療機関又は新型コロナ受診・相談センターに相談・受診した日
- ⑪ 受診・相談した医療機関と所在地（〇〇病院、△△市）
- ⑫ PCR検査等の結果
- ⑬ 主治医の所見、指示内容
- ⑭ 現在の体温と健康状態
- ⑮ 困っていることや不安なこと

2-2 学生・職員が感染していると診断された場合

- ① 氏名／学籍番号
- ② 所属コース・学年・指導教員氏名
- ③ 住所・住居（学生宿舎、アパートの場合は、部屋番号まで）
- ④ 本人の電話番号、連絡方法
- ⑤ 家族の住所（市町村名）、電話番号
- ⑥ 報告日
- ⑦ 症状が現れた日と症状
- ⑧ 感染症と診断された日
- ⑨ 受診した医療機関と所在地（〇〇病院、△△市）
- ⑩ 主治医の所見、診断後の措置（入院、自宅療養など）
- ⑪ 現在の体温と健康状態
- ⑫ 症状が現れた2日前から現在までの行動歴と本学関係者との接触状況（授業、

課外活動、アルバイト、会議、会食等について、マスクの着用、換気の有無、相手との距離・時間、飲食の有無)

⑬ 困っていることや不安なこと

2-3 学生・職員又はその同居者が濃厚接触者となった場合

① 氏名／学籍番号

② 所属コース・学年・指導教員氏名

③ 住所・住居（学生宿舎、アパートの場合は、部屋番号まで）

④ 本人の電話番号、連絡方法

⑤ 家族の住所（市町村名）、電話番号

⑥ 報告日

⑦ 濃厚接触者（本人・同居者（続柄））

⑧ ⑦と感染者との関係

⑨ ⑦が感染者と最後に接触した日

⑩ ⑦が感染者と接触した場所と状況

⑪ ⑦以外の濃厚接触者

⑫ ⑦の現在の体温と健康状態

⑬ 保健所からの連絡内容

⑭ ⑦が受診した医療機関と所在地（〇〇病院、△△市）

⑮ 感染者との接触があった日以降における本学関係者との接触状況（授業、課外活動、アルバイト、会議、会食等について、マスクの着用、換気の有無、相手との距離・時間、飲食等の有無）※本人以外の場合は入力不要

⑯ 今後の予定

⑰ 困っていることや不安なこと

2-4 上記報告者の経過報告

① 氏名／学籍番号

② 報告日

③ 現在の体温と健康状態

④ 現在の居場所

⑤ 主治医又は保健所からの指示内容

⑥ その他

⑦ 困っていることや不安なこと

2-5 濃厚接触者の報告

① 氏名／学籍番号

② 濃厚接触者の氏名

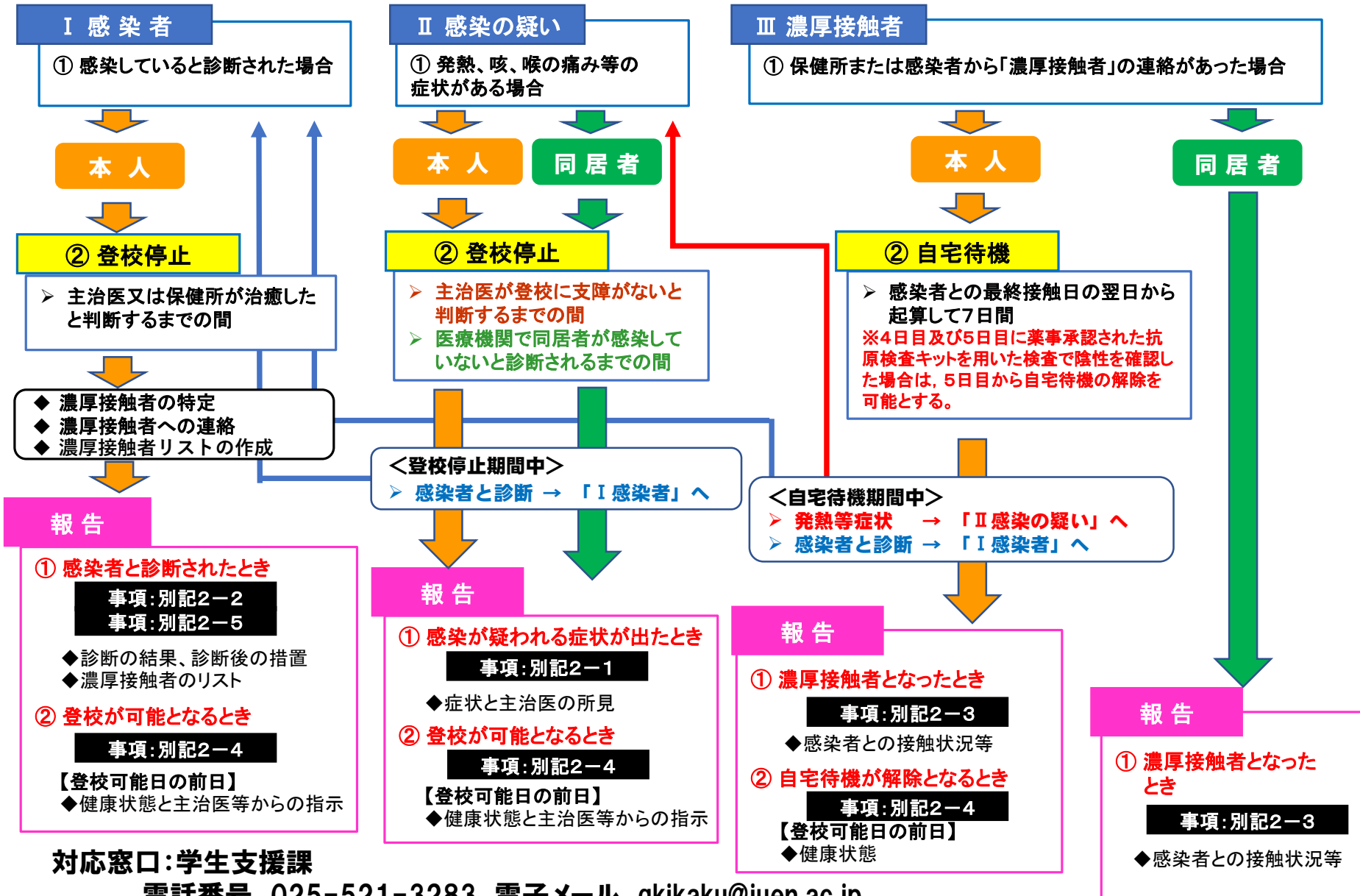
③ 濃厚接触者の続柄（関係）

④ 濃厚接触者の連絡先

⑤ あなたと最後に接触した日

⑥ 接触した場所と状況（マスクの着用、換気の有無、相手との距離・時間、飲食の有無）

「新型コロナウイルス感染症に対応した学生の修学及び職員の勤務上の取扱い」対応早見表 【 学 生 の 場 合 】



対応窓口:学生支援課

電話番号 025-521-3283 電子メール gkikaku@juen.ac.jp

「新型コロナウイルス感染症に対応した学生の修学及び職員の勤務上の取扱い」対応早見表 【 職員 の 場合 】

